戦略点検シート 令和7年度進行管理

◎基本政策 健康で安心な生活基盤の整備

主要課題 障害者の自立に向けた地域生活支援の充実 No. 22

主要課題の戦略シートで設定している「4年後の目指す姿」と「計画期間の方向性」を転記 ● 4年後の目指す姿・計画期間の方向性● しています。 4年後の 障害者の地域生活を支える相談支援体制が充実するとともに、ニーズに応じたサービスや 目指す姿施設が拡充され、障害者がそれぞれの実情に合った、安心した生活を送っている。 ○障害者のニーズに応じたサービス・施設の拡充 障害者の自立した生活を支援するため、生活介護等の日中活動系サービスの充実を図るほか、障害 者グループホームの整備を推進するなど、障害者のニーズに応じたサービスや施設を拡充します。 ○地域生活支援拠点の機能の拡充 計画期間 地域生活支援拠点に求められる5つの機能のうち、未実施の機能についても、地域における関係機 **の方向性** 関と連携し、面的整備型の方法により拡充を進めます。 ○精神障害者の地域における支援体制の構築・強化 精神障害者が地域で安定した暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者等、精神障害者の地域 支援に関わる関係者等において、保健医療・障害福祉の両方の視点から地域の課題等の議論を深め、 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

			事業費(令和6年度) 上段:実績 下段:当初予									
1	戦略シートの課題の解決手段として紐づけた計画事業について、「何をしたか」「何がどうなっ											
	たか」を記しています。											
事業番号	事業名称	所管課	事業の持つ役割事業費(千円									
58	障害者(児)施設整備促進事	障害福祉課	198,399千 障害者施設の整備を促進する。									
	業		(235, 674千月									
	主な取組実績											
	R5(2023) 障害者グループホーム又は生活介護施設の開設に係る整備費補助及び開所費用補助の実績はありませんでしたが、事業者からの開設相談に対し、区のニーズを説明する等の対応を行いました。											
	R6(2024) 事業者からの開設相談に対 労継続支援事業所1件の新規		明する等の働きかけ行い、整備費補助を活用した就									
	訪問系障害福祉サービス等事 業所人材確保対策支援事業補 助	障害福祉課	訪問系障害福祉サービス等事業所の人材 確保を促進する。 — — —									
195	主な取組実績											
	R6 (2024) 令和7年度からの事業実施に向け、区内約30事業所に意向調査を実施し、ニーズの把握に取り組みました。											
	障害者基幹相談支援センター	障害福祉課	障害者等の状況に応じた総合相談や、関係機関 92,597千F									
	の運営	焊 古 佃 仙 林	と連携した相談支援体制を構築する。 (92,597千円									
	主な取組実統	主 貝	単位 R4 (2022) R5 (2023) R6 (2024) R7 (2025) R8 (2026) R9 (202									
	① 相談件数		件 5,519 5,467 5,290									
	② 支援会議開催		件 12 9 10									
	③ 出張講座開催		件 中止 2 0									
91	センターでの相談件数は減少していますが、地域生活支援拠点が整備され、相談の性質の住み分け R5(2023) が徐々に図られ、基幹相談支援センターへは児童福祉・教育関係を含めた困難ケースの相談、区外や 医療機関からの問い合わせ等の相談件数が増加しています。											
	相談支援について地域生活支援拠点との役割を整理し、地域生活支援拠点では、主に地域での生活 支援を中心とした相談支援を行い、障害者基幹相談支援センターでは、主に児童福祉、高齢者福祉、 生活困窮等重層的な支援が必要な複雑化・複合化した相談支援を行う体制の構築に取り組みました。											

			T	1									
	1114 144 141	- 江土垭地上海兴市米	[] []	地均	或生活式	支援拠点	を中心	とした	、居住国	支 180	0,065千円		
92	地现分	∃活支援拠点運営事業			の充実を						2,400千円)		
	主な取組実績			1	当位	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	'	R9 (2027)		
					件					110 (2020)	/ 110 (2027)		
	① 相談件数				1111	13, 195	21, 438	22, 339					
	地域生活支援拠点は5機能を整備するよう国の指針で定められており、そのうち2機能(相								包(相記	炎支			
	R5(2023) 援、地域づくり)を担っています。他の3機能については、関係機関と連携し実施に向けた									トた検討	対を行		
	いました。												
	6年10月に障害者緊急時受入れ支援事業を開始し、地域生活支援拠点が担う5機能のうち「緊急時												
	R6(2024) の受入れ・対応 の機能を整備しました。												
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											
	l												
	精神隨	管害者の地域移行・地域	予防対策課・障害	精神	神障害に	こも対応	した地	域包括	ケアシス	z 77:	3,567千円		
	精神障 定着事	章害者の地域移行・地域 ≨業	予防対策課・障害 福祉課			こも対応 をを推進		域包括	ケアシス	` —			
		業	福祉課		ムの構築	を推進	する。			(76	7, 521千円)		
000	定着事	手業 主な取組実絹	福祉課		ムの構築 単位	を推進 R4(2022)	する。 R5(2023)	R6 (2024)		(76			
93	定着事	業	福祉課		ムの構築 単位 □	を推進 R4(2022) 62	F5 (2023) 82	R6 (2024)	R7 (2025)	(76	7, 521千円)		
93	定着事 ① 精	主な取組実 総 主な 取組実 総 神障害者支援機関実務者連絡	福祉課 責 会参加人数		ムの構築 単位	を推進 R4(2022)	F5 (2023) 82	R6 (2024)	R7 (2025)	(76	7, 521千円)		
93	定着事 ① 精	手業 主な取組実絹	福祉課 責 会参加人数		ムの構築 単位 日 % (策定数/	を推進 R4(2022) 62	F5 (2023) 82	R6 (2024) 102 15. 8	R7 (2025)	(76	7, 521千円)		
93	定着事 ① 精和 ② 措計	事業 主な取組実績 中障害者支援機関実務者連絡 置入院者の退院後支援計画の	福祉課 責 会参加人数		ムの構 単位 日 % (策定数/ 対象者)	を推進 R4(2022) 62 33.3 (3/9)	R5 (2023) 82 30.0	R6 (2024) 102 15. 8 (3/19)	R7 (2025)	(76	7, 521千円)		
93	定着事 ① 精和 ② 措計	主な取組実 総 主な 取組実 総 神障害者支援機関実務者連絡	福祉課 責 会参加人数		ムの構築 単位 日 % (策定数/	を推進 R4(2022) 62 33.3	R5 (2023) 82 30.0	R6 (2024) 102 15. 8	R7 (2025)	(76	7, 521千円)		
93	定着事 ① 精和 ② 措計	事業 主な取組実績 中障害者支援機関実務者連絡 置入院者の退院後支援計画の	福祉課 壹参加人数 策定率	7	本の構築 単位 日 % (策定数/ 対象者)	を推進 R4(2022) 62 33.3 (3/9)	R5 (2023) 82 30.0 (3/10)	102 15.8 (3/19)	R7 (2025)	(76 R8 (2026)	7, 521千円)) R9 (2027)		
93	定着事 ① 精花② 措於 ② 排於	事業 主な取組実績 中障害者支援機関実務者連絡 置入院者の退院後支援計画の 或精神保健福祉連絡協議会	福祉課 会参加人数 策定率 初回面接を実施でき	た者	本の構 単位 日 % (策定数/ 対象者) 回 手のうち	を推進 R4 (2022) 62 33.3 (3/9) 2 2 . 計画	R5 (2023) 82 30.0 (3/10) 1	R6 (2024) 102 15.8 (3/19) 2	R7(2025)	(76 R8 (2026)	7,521千円) R9(2027) R9(x) Cいま		

●特記事項(実績の補足)

2 社会ではどのような動きがあったか (社会環境等の変化)

人口の増減や、国や都の動きなど、主要課題の背景に関して「何があったか」「今後予想される」等の社会の変化を捉えています。

チェックチェック項目有主要課題に関連する法改正があった(今後、法改正がある)

無主要課題に影響を及ぼす変化等があった(今後、変化等の可能性がある)

区内でのグループホームや生活介護施設の開設に対する要望は高まっています。

障害者総合支援法が改正され、地域生活支援拠点の位置づけが明記され、その整備が市町村の努力義務とされました(令和6年4月1日施行)。

精神保健福祉法が改正され、自治体が実施する相談及び援助は、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象として明記され、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援が包括的に確保されることを旨として行わなければならないことが規定されました(6年4月1日施行)。

3 成果や課題は何か(点検・分析)

1と2に基づき、計画期間の方向性ごとに「課題解決にどのような成果があったか」「成果が出ない要因は何か」「新たな課題が生じてないか」などを点検・分析します。

○障害者のニーズに応じたサービス・施設の拡充

民間事業者によるグループホームや生活介護施設の開設を進めるため、令和6年度に整備費補助及び開所費用 補助制度の拡充を図りました。本制度を周知し、施設整備を促進していく必要があります。

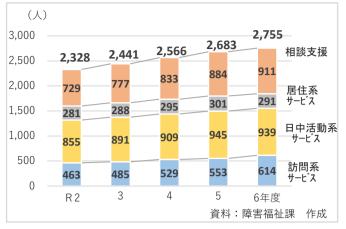
○地域生活支援拠点の機能の拡充

6年10月に障害者緊急時受入れ支援事業を開始し、地域生活支援拠点が担う5機能のうち「緊急時の受入れ・対応」の機能を整備しました。また、専門的人材の確保・養成については、医療的ケア児コーディネーターが昨年は2名増となりました。

○精神障害者の地域における支援体制の構築・強化

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するにあたり、当事者の意見を取り入れ、当事者がピアサポーターとして活躍できる場を創出することが重要とされ、国の地域生活支援促進事業(補助事業)には『当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業』が含まれています。6年度はピア活動に焦点を置き、文京区におけるピア活動を推進するために必要な取組を地域精神保健福祉連絡協議会やコア会議で検討しました。その上で、プロジェクトチームを発足し、複数回議論を重ねることで、ピアサポーター交流会の開催に至り、ピア活動を促進する機会を創出することができました。

●障害福祉サービス等の利用者数(実人数)



●障害者基幹相談支援センター及び 地域生活支援拠点における相談実績



※R5年度より実人数集計方法を変更しました。

【SDGsの視点】



地域生活支援拠点の整備を進めたことにより、今まで支援機関がなかった障害者の相談先が身近になりました。

4 今後どのように進めていくか(展開)

3 を踏まえ、「何の対応が必要か」「何をどのようにしていくか」など、今後の戦略としての進め 方を記しています。

引き続き、グループホームや生活介護施設の整備を促進するため、整備費等補助制度の周知を行い、活用が図られるよう進めていきます。

拠点機能の体験の機会・場については、令和9年度移転予定の障害者施設で実施するため、事業者とともに準備を進めます。また、障害者基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制強化として、実践報告会や指定特定相談支援事業所事連絡会での事例検討会などを通じ、区内事業所の職員の人材育成を進めていきます。

ピア活動を促進する機会については、既存事業に組み込む等、継続的に実施できるような仕組みにしていきます。引き続き、協議の場において各種事業から得られた結果を共有し、地域のあるべき姿の検討をするとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するために必要な取組を促進していきます。